

◆ 一般事務職の試験とは別に、次の町で専門職員の採用予定があります。

この試験の詳細については、試験実施町に直接お問い合わせください。

採用予定町	職 種	受 験 資 格
南 幌 町	保 健 師	平成10年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者、又は令和8年3月31日までに取得見込みの者
奈 井 江 町	土 木 技 術 職	学校教育法による大学、短大、高等専門学校、高等学校及び専修学校、各種学校において土木技術の専門課程を履修し、令和8年3月31日に卒業見込みの者
上 砂 川 町	保 健 師	平成2年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者、又は令和8年3月31日までに取得見込みの者
由 仁 町	建 築 技 術 職	昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、1級建築士の資格を有する者又は2級建築士の資格を有し採用後1級建築士の資格を取得する意欲のある者
	水 道 技 術 職 (1)	昭和50年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校以上の土木工学科若しくはこれに相当する学科を修めて卒業した者又は水道に関する技術上の実務に従事した経験を1年6月以上有する者
	水 道 技 術 職 (2)	昭和45年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例に基づく水道技術管理者の資格基準を満たす者
	土 木 技 術 職	昭和50年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による高等学校以上を卒業し、土木に関係の深い科目を履修した者又は民間企業等において土木工事に関する業務に携わった経験のある者
長 沼 町	保 育 士	平成12年4月2日以降に生まれた者で、保育士の資格を有する者、又は令和8年3月31日までに資格取得見込みの者
栗 山 町	一 般 行 政 職 (土 木 技 師)	昭和61年4月2日 以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ・学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、大学にて土木に関する専門課程を修め、卒業した者又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者 ・民間企業、団体、国、地方公共団体において、土木に関する実務経験が通算3年以上ある者
月 形 町	社 会 福 祉 士	平成2年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者
	建 築 技 術 職	2級建築士以上の資格を有する者、又は建築に関する実務(設計・施工)経験の通算期間が3年以上ある者で、概ね40歳以下の者、若しくは令和7年3月31日までに学校教育法に基づく大学又は短期大学を卒業見込みの、建築に関する専門課程を履修した者で、概ね40歳以下の者
	土 木 技 術 職	2級土木施工管理技士以上の資格を有する者、又は土木に関する実務(設計・施工)経験の通算期間が3年以上ある者で、概ね40歳以下の者

採用予定町	職 種	受 験 資 格
新十津川町	建 築 技 術 職 (建 築 技 師)	平成元年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の学歴を有し、民間企業等(国及び地方公共団体を含む。)において正規社員としての建築に関する実務経験年数が3年以上ある者、又は高等学校以上において建築技術の専門科目を履修し卒業した者、若しくは令和8年3月31日までに卒業見込みの者
	医 療 職 (保 健 師)	平成14年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者、又は令和8年3月31日までに取得見込みの者
妹背牛町	建 築 士	平成3年4月2日以降に生まれた者で、一級建築士又は二級建築士の資格を有する者かつ同登録要件取得の者
秩父別町	建 築 技 師	平成2年4月2日以降に生まれた者で、1級若しくは2級建築士資格を有している者又は学校教育法による大学、短期大学等又は高等学校で建築に関する専門の課程を修了(見込含む)した者のうち建築士資格取得の意思のある者
	土 木 技 師	平成2年4月2日以降に生まれた者で、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有している者又は学校教育法による大学、短期大学等又は高等学校で土木に関する専門の課程を修了(見込含む)した者
雨竜町	管 理 栄 養 士	平成8年4月1日時点で概ね35歳未満の者で、高等学校以上の学歴を有し、管理栄養士の資格を有する者、又は令和8年3月31日までに取得見込みの者 受付期限～令和7年6月30日
北 竜 町	建 築 技 術 職	建築設計・施工について2年以上の実務経験がある者で、1級建築士または2級建築士の資格を有する概ね40歳以下の者、又は2級建築士の受験資格を有する者で、2級建築士取得の意思があり、概ね35歳以下の者
	保 健 師	保健師資格取得者、又は令和8年3月31日までに取得見込みの者
沼 田 町	介 護 職 員	介護福祉士の資格を有する者、又は令和8年3月31日までに取得見込みの者で、年齢が概ね30歳以下の者
	建 築 技 術 職	建築に関する実務(設計・施工)経験が概ね3年以上あり、2級建築士以上の資格を有している、年齢が概ね45歳未満の者
	土 木 技 術 職	土木に関する実務(設計・施工)経験が概ね3年以上あり、2級土木施工管理技士以上の資格を有している、年齢が概ね35歳未満の者、又は学校教育法に基づく大学又は短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上)、高等専門学校若しくは高等学校を令和8年3月31日までに卒業又は卒業見込みで、土木に関する専門課程を履修された者